資料５

東京都障害者グループホーム説明会

障害者グループホーム体制強化支援事業

≪令和７年度版≫

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

～ 目　次 ～

第１	事業の目的、対象補助の額	Ｐ　１
第２	補助の要件	Ｐ　２
第３	補助対象期間の考え方	Ｐ　６
第４	補助金交付の流れ	Ｐ　７
参考	グループホーム従事者研修　スケジュール（案）	Ｐ　８
	要綱類	Ｐ　９

第１　事業の目的、対象、補助の額

１　目的

身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行い、質の高いサービスを行っているグループホームを支援することにより、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

２　補助の対象となる者

都内で、総合支援法第５条第１７項に規定する共同生活援助を行う事業者

３　補助の対象となる経費

職員の体制確保に係る次の経費

・給料
・職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）
・福利厚生費

４　補助基準額及び補助率

（１）補助基準額

ア　体制強化Ⅰ（概ね３：１配置）

「基準日数（※）」×**４，８００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，１７６千円を上限**とする。

イ　体制強化Ⅱ（概ね２：１配置）

「基準日数（※）」×**６，６００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，６１７千円を上限**とする。

ウ　体制強化Ⅲ

「基準日数（※）」×**４，５００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，１０２千円を上限**とする。

※「東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領」第７（２）に定める以下の支援を行った日

・日常生活支援　・食事提供支援　・介護等支援　・入院時における病院等との連絡調整等支援
・帰宅時における家族等との連絡調整等支援　・その他入居者に対する支援

（２）補助率

１０／１０

５　補助の方法

都の直接補助

第２　補助の要件

１　体制強化Ⅰ

（１）利用者の要件

ア　**ユニットの定員数に対して**、**実際に入居している利用者（※都内で支給決定を受けている者に限る）の障害支援区分４～６が８割以上であること**

○要件を満たしているケース

	区分３	区分４	区分５	区分６	計
現利用		4	1		5
予定者		1			1
計		5	1		6

×要件を満たしていないケース

	区分３	区分４	区分５	区分６	計
現利用		1	1		2
予定者		4			4
計		5	1		6

イ　ただし、定員が４名以下の場合の障害支援区分４～６の利用者の数は、次のとおり

定員	区分４以上の利用者の数
４名	３名
３名	２名
２名	１名

（２）職員の要件

次の全てを満たすこと

＜日中＞

ア　**事業所全体**で、世話人の配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること

イ　**当該ユニット**の世話人配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること

ウ　イに上乗せして、**世話人または生活支援員**を、常勤換算方法で**０．４人**加配すること

＜夜間＞

エ　ユニットごとに、**夜間支援員を１人配置**すること

オ　夜間支援等体制**加算Ⅰ**を取得していること

２　体制強化Ⅱ

（１）利用者の要件
　ア　体制強化Ⅰの利用者の要件アと同様

　イ　アに加えて、次の**いずれか**に該当する利用者を**１名以上**受け入れていること
　（ア）**障害支援区分６**
　（イ）障害支援区分４以上であり、
　　かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち**行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上**
　（ウ）障害支援区分４以上であり、
　　かつ、次の区分に該当する**障害者手帳を２つ以上所持**している者
　　a　身体障害者障害程度等級表の**１級、２級**
　　b　知的障害（愛の手帳）総合判定基準表の**１度、２度**
　　c　精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の**１級、２級**

（２）職員の要件
　次の全てを満たすこと
　＜日中＞
　ア　**事業所全体**で、世話人の配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること
　　（日中サービス支援型の場合は人員配置体制加算（Ⅴ）を満たしていること）
　イ　**当該ユニット**の世話人配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること
　　（日中サービス支援型の場合は人員配置体制加算（Ⅴ）を満たしていること）
　ウ　イに上乗せして、**世話人または生活支援員**を、常勤換算方法で**１．０人**加配すること
　＜夜間＞
　エ　ユニットごとに、夜間支援員を**１人を超えて**配置すること
　オ　夜間支援等体制**加算Ⅰ**を取得していること（日中サービス支援型の場合は夜勤の夜間支援従事者を配置していること）

（３）研修の受講
　都が実施する「グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）」を受講すること

（４）国報酬：重度障害者支援加算（Ⅱ）の控除
（１）利用者要件のうち、イ（イ）に該当する強度行動障害を有する利用者について、重度障害者支援加算（Ⅱ）（180単位／日）を受給している場合、その受給額を控除する。（実績報告時に精算）

３　体制強化Ⅲ

（１）利用者の要件
　体制強化Ⅱの要件を満たすユニットにおいて、当該ユニットに入居している利用者のうち、少なくとも１人以上は、障害支援区分４以上であり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上であるものを受け入れていること

（２）職員の要件
　（１）を満たすユニットに、次のいずれも満たすユニットリーダーを配置
　　ア　（１）のユニットにおける世話人及び生活支援員としての勤務時間数が、事業所において常勤の勤務すべき時間数の半分を超える
　　イ　共同生活援助事業所において、通算５年以上の世話人または生活支援員としての実務経験を有する
　　ウ　他のユニットにおいてユニットリーダーでない

（３）研修の受講
　事業所の管理者が、次の研修をいずれも修了した者であること
　　ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
　　イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
　　ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（管理者研修）

　ユニットリーダーが、次の研修をいずれも修了した者であること
　　ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
　　イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
　　ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）

（４）ユニットリーダーが、事業所の管理者と協力して、（１）のユニットに従事する他の世話人等に対し、（３）の還元研修を実施し記録を残すこと

＜制度の概念図＞

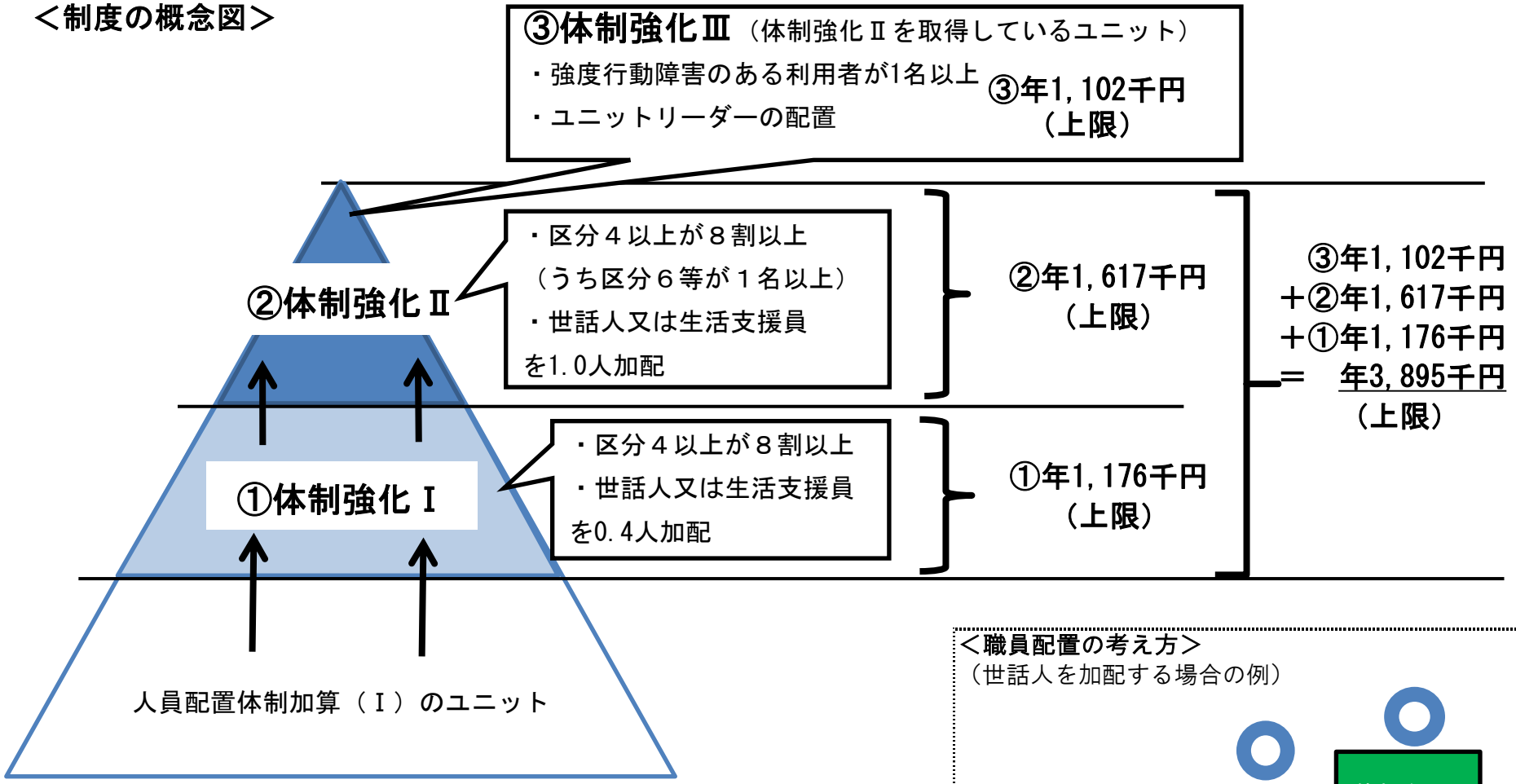

＜職員配置の考え方＞
（世話人を加配する場合の例）

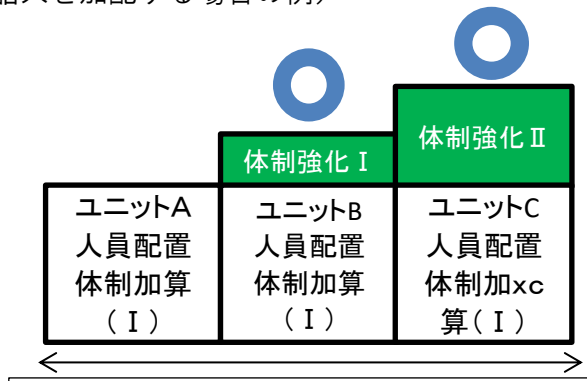

第３　補助対象期間の考え方

１【原則】補助の各要件は、毎月１日の状況により判断

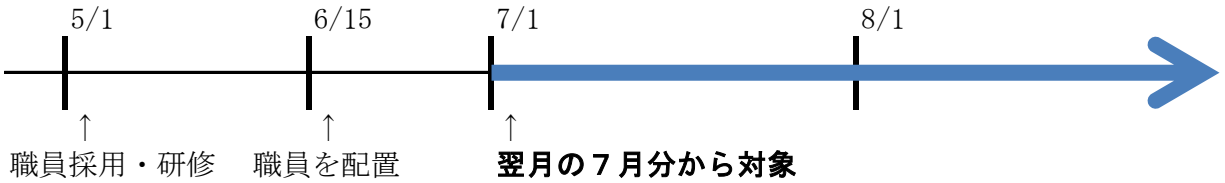

２【例外】利用者が該当しなくなった場合は、３か月の猶予期間を設ける
（猶予期間の３か月には、該当しなくなった日の当月も含む）

※　職員配置の要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日から補助対象外となることに注意

第４　補助金交付の流れ（令和７年度案）

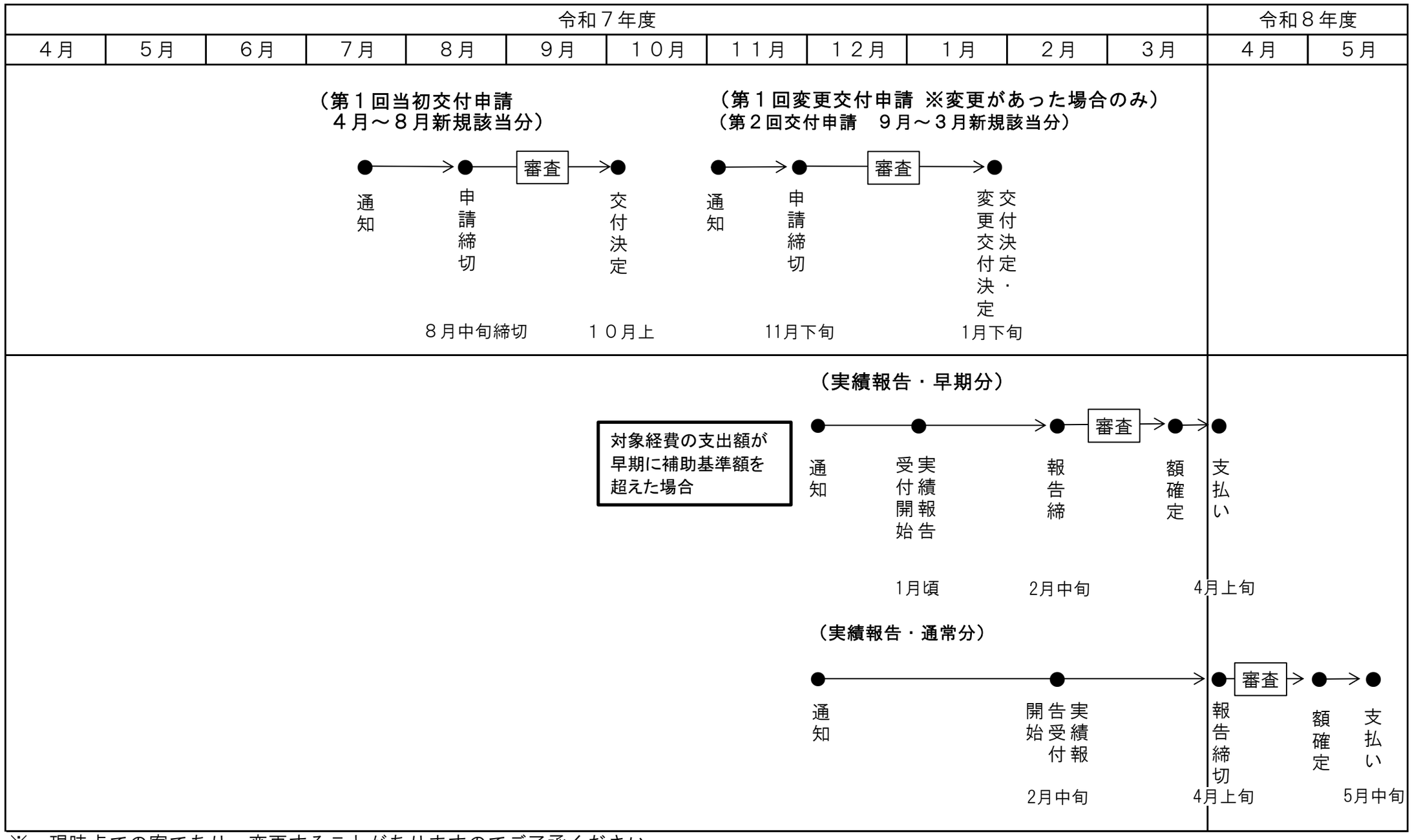

※　現時点での案であり、変更することがありますのでご了承ください。

【参考】グループホーム従事者研修　スケジュール（案）

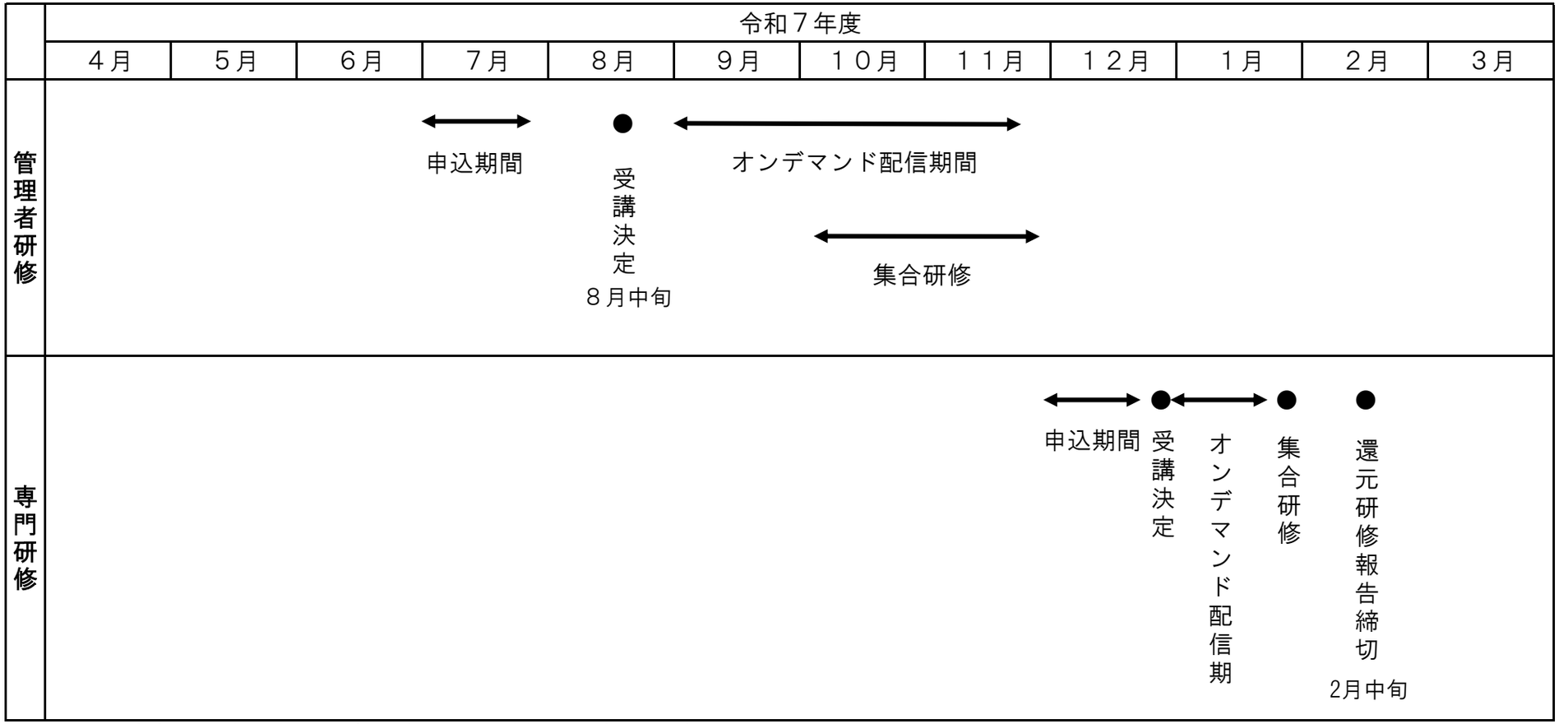

※　現時点での案であり、変更することがありますのでご了承ください。

障害者グループホーム体制強化支援事業実施要綱

５福祉障地第１０１１号
令和６年４月１日

（目的）
第１　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１７項に規定する共同生活援助を行う事業所のうち、身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置や支援スキルの共有を行っている事業所における体制を確保することにより、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

（実施主体）
第２　本事業の実施主体は、都内で、法第５条第１７項に規定する共同生活援助を行う事業者とする。

（事業の単位及び内容）
第３　本事業はユニットごとに実施し、次の各号に定める内容をいずれも満たすものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合を除き、他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は除くものとする。

１　体制強化Ⅰ
（１）ユニットの利用者について、ユニット定員数に対する障害支援区分が４以上である利用者数（都内区市町村を援護の実施者とする者）の割合が８割以上であること。
（２）本事業の対象となるユニットを含む事業所の世話人の配置が人員配置体制加算（Ⅰ）を満たしていること。
（３）（２）に上乗せして、ユニットの従事者の配置について、世話人の配置が人員配置体制加算（Ⅰ）のユニットとして必要とされる世話人及び生活支援員の配置数に加えて、常勤換算方法で０．４人の職員を加配していること。
（４）ユニットごとに、夜間支援従事者を１名配置した上で、夜間支援等体制加算Ⅰを取得していること

２　体制強化Ⅱ
（１）１を満たすユニットのうち、ユニットの利用者について、次のいずれかに該当する利用者を受け入れていること。
ア　障害支援区分６である者
イ　障害支援区分４以上であり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者
ウ　障害支援区分４以上であり、かつ、次の区分に該当する障害者手帳を２つ以上所持している者
（ア）身体障害者障害程度等級表の１級、２級
（イ）知的障害（愛の手帳）総合判定基準表の１度、２度
（ウ）精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の１級、２級
（２）本事業の対象となるユニットを含む事業所の世話人の配置が人員配置体制加算（Ⅰ）（日中サービス支援型事業所においては同加算（Ⅴ））を満たしていること。
（３）（２）に上乗せして、ユニットの従事者の配置について、世話人の配置が人員配置体制加算（Ⅰ）のユニット（日中サービス支援型事業所においては同加算（Ⅴ）のユニット）として必要とされる世話人及び生活支援員の配置数に加えて、常勤換算方法で１．０人の職員を加配していること。
（４）ユニットごとに、夜間支援従事者を１名を超えて配置した上で、夜間支援等体制加算Ⅰを取得していること。
（５）ユニットの従事者が、事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）を受講していること。

３　体制強化Ⅲ
（１）２を満たすユニットのうち、ユニットの利用者について、障害支援区分４以上であり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者を受け入れていること。
（２）（１）のユニットに、次をいずれも満たすユニットリーダーを配置していること。
ア　（１）のユニットにおける世話人及び生活支援員としての勤務時間数が、事業所において常勤職員の勤務すべき時間数の半分を超える
イ　共同生活援助事業所において、通算５年以上の世話人または生活支援員としての実務経験を有する
ウ　他のユニットにおいてユニットリーダーでない
（３）事業所の管理者が、次の研修をいずれも修了した者であること。
ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（管理者研修）
（４）ユニットリーダーが、次の研修をいずれも修了した者であること。
ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）
（５）ユニットリーダーが、事業所の管理者と協力して、（１）のユニットに従事する他の世話人等に対し、（４）の還元研修を実施し記録を残すこと。

（費用の補助）
第４　この要綱に基づく事業につき、実施主体である事業者が要した費用について、東京都は別に定める基準に基づき、予算の範囲内において補助する。

（委任）
第５　この要綱の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

障害者グループホーム体制強化支援事業補助金交付要綱

５福祉障地第１０１１号
令和６年４月１日

（通則）
第１　東京都（以下「都」という。）は、障害者グループホーム体制強化支援事業実施要綱（令和６年４月１日５福祉障地第１０１１号。以下「実施要綱」という。）に基づき、障害福祉サービス等事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）
第２　障害者グループホーム体制強化支援事業補助金は、身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置や支援スキルの共有を行っている指定共同生活援助事業所における体制確保を支援することにより、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

（交付対象事業）
第３　この補助金は、実施要綱に定める事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（補助事業者からの除外）
第４　次に掲げる団体は、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
１　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
２　法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（交付額の算定方法）
第５　この補助金の交付額は、別表の第１欄に定める基準額と、第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

（交付の申請）
第６　この補助金の申請は、別記第１号様式による交付申請書に関連書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）
第７　補助金の交付決定については、次のとおりとする。
１　知事は、第６の規定により補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認めたときは、第５の規定により交付決定額を算出の上、交付決定を行うものとする。
２　知事は、１の規定により交付の決定をしたときは、その内容及びこれに付した条件を申請者に通知する。

（補助金の変更申請）
第８　補助金の変更申請及び変更交付決定については、次のとおりとする。
１　第７の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、補助金の交付決定後、事情の変更等により申請内容を変更する、若しくは、更に交付を受けようとする場合は、別記第２号様式による変更申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
２　知事は、補助金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定するものとする。

（補助の条件）
第９　補助の条件は、別紙のとおりとする。

（申請の撤回）
第１０　申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定通知受領後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

（実績報告）
第１１　補助対象事業者は、補助事業の実績に関し、指定する期日までに別記第３号様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第１２　知事は、第１１の規定による実績報告書を受けた場合において、実績

報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第１３　この補助金の交付は、第１２で決定した額を、補助事業完了後に確定払により交付する。

附　則

この要綱は平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

別表

事業区分	第１欄（基準額）	第２欄（対象経費等）	第３欄（補助率）
体制強化Ⅰ	実施要綱第３の１（３）及び（４）に定める職員の体制を確保した上で「東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領」第７（２）に定める支援を行った日（以下「基準日数」という。）×４，８００円。ただし、１，１７６千円を上限とする。	実施要綱第３の１（３）及び（４）に定める職員の体制確保に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）、福利厚生費	１０分の１０
体制強化Ⅱ	実施要綱第３の２（３）及び（４）に定める職員の体制を確保した上で、体制強化Ⅰによる補助に加え、基準日数×６，６００円。ただし、体制強化Ⅰの上限に、１，６１７千円を加えた額を上限とする。	実施要綱第３の２（３）及び（４）に定める職員の体制確保に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）、福利厚生費	１０分の１０
体制強化Ⅲ	実施要綱第３の２（３）及び（４）に定める職員の体制を確保した上で、体制強化Ⅰによる補助に加え、基準日数×４，５００円。ただし、体制強化Ⅱの上限に、１，１０２千円を加えた額を上限とする。	実施要綱第３の３に定める職員の体制確保に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）、福利厚生費	１０分の１０

別紙

補助の条件

1　事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、障害者グループホーム体制強化支援事業補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2　承認事項

この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（１）補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3　事故報告等

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4　遂行命令等

（１）知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定による書類及び施設の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（２）補助事業者が（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

5　是正のための措置

知事は、４（１）の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

6　決定の取消し

（１）知事は、補助事業が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　その他この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

エ　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（２）（１）の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

7　補助金の返還

（１）知事は、１又は６の規定により、この交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（２）知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

8　違約加算金及び延滞金

（１）知事は６の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（２）知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9　違約加算金の計算

（１）補助金が２回以上に分けて納付されている場合における８（１）の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日の受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

（２）８（１）の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業

者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

10　延滞金の計算

８（２）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

11　他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

12　消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第４号様式により知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

13　関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

14　他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。